

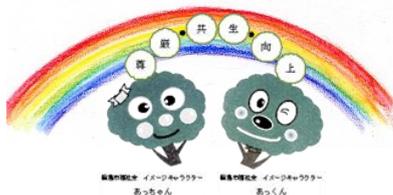
〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1661 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、在宅介護支援、配食サービス、通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所型サービス C

〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護支援、通所型サービス A

しせつの窓口(輪島市宅田町)、グリーンカフェ(認知症カフェ)、健康づくり教室、懐かしの映画上映会、無料相談、認知症に関する相談

■介護保険事業所指定更新を行いました



平成 18 年の介護保険法改正により、介護サービスの質を担保するため、介護保険サービス事業者が指定基準等を遵守し、適切なサービス提供を行うことができるかを定期的に確認する指定の更新制が導入されました。一定期間(6年)毎に指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなります。

前回の指定更新の有効期間が令和2年3月31日まででしたので、新たに以下の事業所の指定を更新しました。

事業所名	指定事業所番号	指定有効期限年月日	サービスの種類	指定権者
特別養護老人ホームあての木園	1770400016	令和8年3月31日	介護老人福祉施設	石川県
あての木園短期入所センター	1770400016	令和8年3月31日	(介護予防)短期入所生活介護	石川県
あての木園訪問入浴介護センター	1770400016	令和8年3月31日	(介護予防)訪問入浴介護	石川県
あての木園デイサービスセンター	1770400016	令和8年3月31日	通所介護	石川県
あての木園訪問介護センター	1770400016	令和8年3月31日	訪問介護	石川県
あての木園居宅介護支援事務所	1770400016	令和8年3月31日	居宅介護支援	輪島市

■必要な方に適切かつ早期に入所してもらうための取り組み

○石川県指定介護老人福祉施設入所指針に基づいて要介護度状態が高い方や家族の介護状況、サービス利用状況等を総合的に判断し入所を判定しています。**要介護 4 又は 5 の方の入所は約 90%**を占めています。また、必要時に特例入所の対応も行いました。毎月の入所判定委員会に第三者委員に参加してもらい公正公平な入所判定に取り組んでいます。

年度/区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成 25 年	0	0	1	4	12	17
平成 26 年	2	1	1	9	20	33
平成 27 年	0	1	1	14	16	32
平成 28 年	0	0	1	22	12	35
平成 29 年	0	2	0	18	16	36
平成 30 年	0	3	2	9	23	37
2019 年度	1	0	4	16	9	30
割合(%)	1.03%	2.76%	7.59%	43.10%	45.52%	100.00%

○入所申込から入所までの期間については、出来るだけ入所待機期間を短くして、必要な時にすぐに入所できるように取り組んでおります。入所申込から **3ヶ月未満に入所できた方は約 65%**です。

期間	1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上	合計
H25	3	5	4	5	0	17
H26	8	4	10	8	3	33
H27	12	7	3	4	6	32
H28	15	10	6	2	2	35
H29	10	14	9	3	0	36
H30	10	17	6	4	0	37
2019	7	14	8	0	1	30
割合	30.69%	34.48%	20.00%	10.00%	4.83%	100.00%

■新型コロナウイルス(COVID-19)に対する感染防止に向けた対応について

I. 新型コロナウイルス感染症に職員及び利用者等が感染した場合の取り組み(特別養護老人ホーム)

○保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談します。

○職員及び利用者は、原則入院することとなりますが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなります。治療に専念してもらい、完治後に職場復帰及びサービス利用を再開します。

(1) 情報共有・報告等

速やかに施設長へ報告をします。施設内で情報共有を行い、輪島市健康推進課、石川県長寿社会課へ報告いたします。また、家族等に報告を行います。

(2) 消毒・清掃等の実施

感染者の居室及び利用した共有スペースは消毒・清掃します。保健所からの指示がある場合には、その指示に従います。

(3) 調査への協力

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる職員や利用者等の特定に協力をします。その際に、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行います。

【濃厚接触者の特定については以下の状況の方とします】

○感染が疑われる方と同室又は長時間の接触があった方

○感染が疑わしい方と同一住所に居住している方

○適切な感染の防護なしに感染が疑わしい方を診察、処置、搬送などに直接かかわった看護及び介護職員の方

○感染が疑われる方の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接ふれた可能性が高い方

(4) 濃厚接触者等への対応

保健所と相談の上、14日間にわたり健康状態を観察することとしております。詳細な期間や対応については保健所の指示に従って対応します。

※濃厚接触が疑われる段階については、職員の場合は5日間の自宅待機、利用者の場合は5日間の個室対応を勧め、経過を観察してもらいます。

I-2. 新型コロナウイルス感染症に職員及び利用者等が感染した場合の取り組み(通所・短期入所)

○保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談します。

○職員及び利用者は、原則入院することとなりますが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなります。治療に専念してもらい、完治後に職場復帰及びサービス利用を再開します。

(1) 情報共有・報告等

・速やかに施設長へ報告をします。施設内で情報共有を行い、輪島市健康推進課、石川県長寿社会課へ報告いたします。また、利用者の家族等に報告を行います。

・利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事務所等に報告を行います。

(2) 消毒・清掃等の実施

感染者の居室及び利用した共有スペースは消毒・清掃します。保健所からの指示がある場合には、その指示に従います。

(3) 調査への協力

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる職員や利用者等の特定に協力をします。その際に、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行います。

【濃厚接触者の特定については以下の状況の方とします】

○感染が疑われる方と同室又は長時間の接触があった方

○感染が疑わしい方と同一住所に居住している方

○適切な感染の防護なしに感染が疑わしい方を診察、処置、搬送などに直接かかわった看護及び介護職員の方

○感染が疑われる方の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接ふれた可能性が高い方

(4) 濃厚接触者等への対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従います。職場復帰時期については、発熱などの症状の有無なども踏まえ、保健所の指示に従います。※濃厚接触が疑われる段階については、職員の場合は5日間の自宅待機で経過を観察してもらいます。

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い指示に従って下さい。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保します。※短期入所利用者は、必要に応じ、5日間の個室対応を勧めます。

(5) 代替サービスの実施

利用者及び家族等からの要望がある場合は、居宅介護支援事業所等の協議の上訪問によるサービスを実施できるように取り組みます。

1-3. 新型コロナウイルス感染症に職員及び利用者等が感染した場合の取り組み(訪問介護・訪問入浴介護)

○保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談します。

○職員及び利用者は、原則入院することとなりますが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなります。治療に専念してもらい、完治後に職場復帰及びサービス利用を再開します。

(1) 情報共有・報告等

・速やかに施設長へ報告をします。施設内で情報共有を行い、輪島市健康推進課、穴水町住民福祉課、石川県長寿社会課へ報告いたします。また、利用者の家族等に報告を行います。

・利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事務所等に報告を行います。

(2) 調査への協力

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる職員や利用者等の特定に協力をします。その際に、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行います。

【濃厚接触者の特定については以下の状況の方とします】

○感染が疑われる方と同室又は長時間の接触があった方

○感染が疑わしい方と同一住所に居住している方

○適切な感染の防護なしに感染が疑わしい方を診察、処置、搬送などに直接かかわった看護及び介護職員の方

○感染が疑われる方の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接ふれた可能性が高い方

(3) 濃厚接触者等への対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従います。

濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、感染者との最終接触から14日間行うことが基本となります。詳細な期間については保健所の指示に従います。

※濃厚接触が疑われる段階については、職員の場合は5日間の自宅待機で経過を観察してもらいます。

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い指示に従って下さい。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保します。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討します。

2. 職員が感染者とならないための取り組み

○マスクの着用、手洗いの徹底に取り組んでいます

○各自出勤前に体温を計測し、出勤しています

○職場外でも感染拡大を防ぐために、3密(密閉、密集、密接)を避けています

○サービスステーションでマスクを外して飲食する場合は、他の職員と一定の距離を保ちます

3. 事業の休業又は停止をする場合

○石川県、輪島市、穴水町からの休業の要請がある場合は、通所・短期入所・訪問介護・訪問入浴介護を休業いたします

○その他、配食サービス・在宅介護支援・居宅介護支援についても休業の要請がある場合は、休業いたします

○代替サービスの実施

利用者及び家族等からの要望がある場合は、居宅介護支援事業所等の協議の上、通所介護において訪問によるサービスが実施できるように取り組みます。

■自立支援と健康維持

平成25年度から平成30年度に取り組んだ自立支援介護の実践、入所者の健康維持に取り組んだ実践を一日平均入所者数の推移からその効果を報告します。(※上段は延入居者数、下段は一日平均の入居者数)

2019年度については、98.9%の利用状況でした。

※一日平均97.5人以上に網掛けをしております。

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	2,937	2,981	2,921	3,019	3,044	2,985	3,076	2,988	3,058	3,024	2,748	3,072	35,853
平均	97.90	96.16	97.37	97.39	98.19	99.50	99.23	99.60	98.65	97.55	98.14	99.10	98.23
H26	2,986	3,003	2,931	3,006	3,047	2,962	3,008	2,849	2,985	2,983	2,731	2,944	35,435
平均	99.53	96.87	97.70	96.97	98.29	98.73	97.03	94.97	96.29	96.23	97.54	94.97	97.08
H27	2,928	3,042	2,945	3,059	3,056	2,941	3,036	2,898	3,040	3,042	2,792	3,002	35,781
平均	97.60	98.13	98.17	98.68	98.58	98.03	97.94	96.60	98.06	98.13	96.28	96.84	97.76
H28	2,891	2,985	2,920	3,033	2,812	2,951	3,067	2,946	3,078	3,050	2,776	3,034	35,543
平均	96.37	96.29	97.33	97.84	90.71	98.37	98.94	98.20	99.29	98.39	99.14	97.87	97.38
H29	2,863	3,001	2,950	3,051	3,064	2,919	3,012	2,958	3,066	3,033	2,786	3,088	35,791
平均	95.43	96.81	98.33	98.42	98.84	97.30	97.16	98.60	98.90	97.84	99.50	99.61	98.06
H30	2,978	3,074	2,962	3,064	3,086	2,984	3,050	3,045	3,029	2,976	2,765	3,082	36,095
平均	99.27	99.16	98.73	98.84	99.55	99.47	98.39	101.50	97.71	96.00	98.75	99.42	98.89
2019	2,950	3,063	2,987	3,104	3,082	2,962	3,070	2,969	3,034	3,061	2,853	3,064	36,199
平均	98.33	98.81	99.57	100.13	99.42	98.73	99.03	98.97	97.87	98.74	98.38	98.84	98.90

■看取りケアの取り組みについて

平成25年度から看取り介護の実践に取り組んでおります。入所者や家族に寄り添い適切な看取りケアの充実を図っていきます。2019年度は施設での死亡割合が96.3%、看取り介護の取り組みの割合が59.26%でした。

(人)

年度	死亡退所者	左の内訳			看取り介護	施設での死亡割合	看取り介護の割合
		病院	施設	その他			
平成25年	15	1	14	0	9	93.33%	60.00%
平成26年	30	4	26	0	18	86.67%	60.00%
平成27年	24	3	21	0	13	87.50%	54.17%
平成28年	31	2	29	0	13	93.55%	41.94%
平成29年	30	3	27	0	10	90.00%	33.33%
平成30年	34	4	30	0	21	88.24%	61.76%
2019年	27	1	26	0	16	96.30%	59.26%

■令和2年度 家族会総会について

家族会総会は、毎年家族の皆様にご参加いただき、意見交換を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、令和2年度 家族会総会については、書面にて審議頂くことにいたしました。ご家族と職員との貴重な意見交換の場ですが、皆さまのご理解ご協力の程よろしくお願いたします。

関係書類を送付いたしますので、書面内容を確認の上事務局まで、返信用はがきを送付ください。

■面会制限の時期について

施設内での感染防止のため面会制限を5月31日まで行っておりますが、現在の状況では終息する見込みがわかりません。現在インターネット回線を活用して直接入居者の皆さんとテレビ電話のように話せないかを検討しております。

検討内容が具体的になりましたら、ご案内いたします。

■随時職員募集しております 連絡先 ☎ 0768-26-1661 採用担当者まで

社会福祉法人 輪島市福祉会 〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>